

# 和歌山下津港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成21年2月

和歌山下津港港湾管理者  
和 歌 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年9月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年2月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年6月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年7月 港湾審議会第169回計画部会
- ・平成12年5月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成17年3月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成18年3月 和歌山県地方港湾審議会

の議を経た和歌山下津港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
1 小型船だまり計画	2
2 危険物取扱施設計画	4
3 土地造成及び土地利用計画	5

## 変更理由

プレジャーボート係留施設の不足を解消するため、内港地区、大浦地区、琴ノ浦地区、船尾地区、海南地区、冷水地区、下津地区において、小型船だまり計画を変更する。

また、石油製品の取扱い需要に対応し、効率的な利用を推進するため、海南地区において危険物取扱施設計画を変更する。

## 1 小型船だまり計画

プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

### [小型船だまり計画]

#### 内港地区

泊地 水深 2m 面積 1ha [新規計画]

物揚場 水深 2m 延長 330m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

#### 大浦地区

小型棧橋 6基 [新規計画]

#### 船尾地区

泊地 水深 2m 面積 1ha [新規計画]

物揚場 水深 2m 延長 520m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

#### 海南地区

泊地 水深 2m 面積 1ha [新規計画]

物揚場 水深 2m 延長 880m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

#### 冷水地区

泊地 水深 2m 面積 1ha [新規計画]

物揚場 水深 2m 延長 180m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

下津地区

泊地 水深 2m 面積 1ha [新規計画]

物揚場 水深 2m 延長 140m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

これに伴い以下の既定計画を削除する。

既定計画

内港地区

泊地 水深 2m 面積 1ha

物揚場 水深 2m 延長 250m

埠頭用地 1ha

大浦地区

泊地 水深 1.5m 面積 1ha

物揚場 水深 1.5m 延長 400m

埠頭用地 1ha

琴ノ浦地区

泊地 水深 2m 面積 1ha

物揚場 水深 2m 延長 180m

埠頭用地 1ha

さらに、以下の施設を廃止する。

既 設

大浦地区

物揚場 水深 2m 延長 210m

海南地区

水深 5.5m ドルフィン 1 バース (専用)

## 2 危険物取扱施設計画

石油製品の取扱い需要に対応し、効率的な利用を推進するため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

海南地区

水深 3.5m ドルフィン 1 バース (専用) [既設の変更計画]

既 設

水深 3.5m ドルフィン 1 バース (公共)

### 3 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画、土地造成計画を次のとおり計画する。

#### 3-1 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑地	合計
内港地区	(3) 3	(3) 3		1		(1) 1	(7) 8
大浦地区	(1) 1				(1) 1		(1) 1
琴ノ浦地区	(1) 1			1			(1) 1
船尾地区	(1) 1		(120) 120		(1) 1		(122) 122
海南地区	(3) 3		(48) 48				(51) 51
冷水地区	(1) 1						(1) 1
下津地区	(1) 1	(1) 1	(33) 33				(35) 35
合計	(9) 9	(4) 4	(201) 201	1	(1) 1	(1) 1	(216) 218

注 1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

### 3-2 土地造成計画

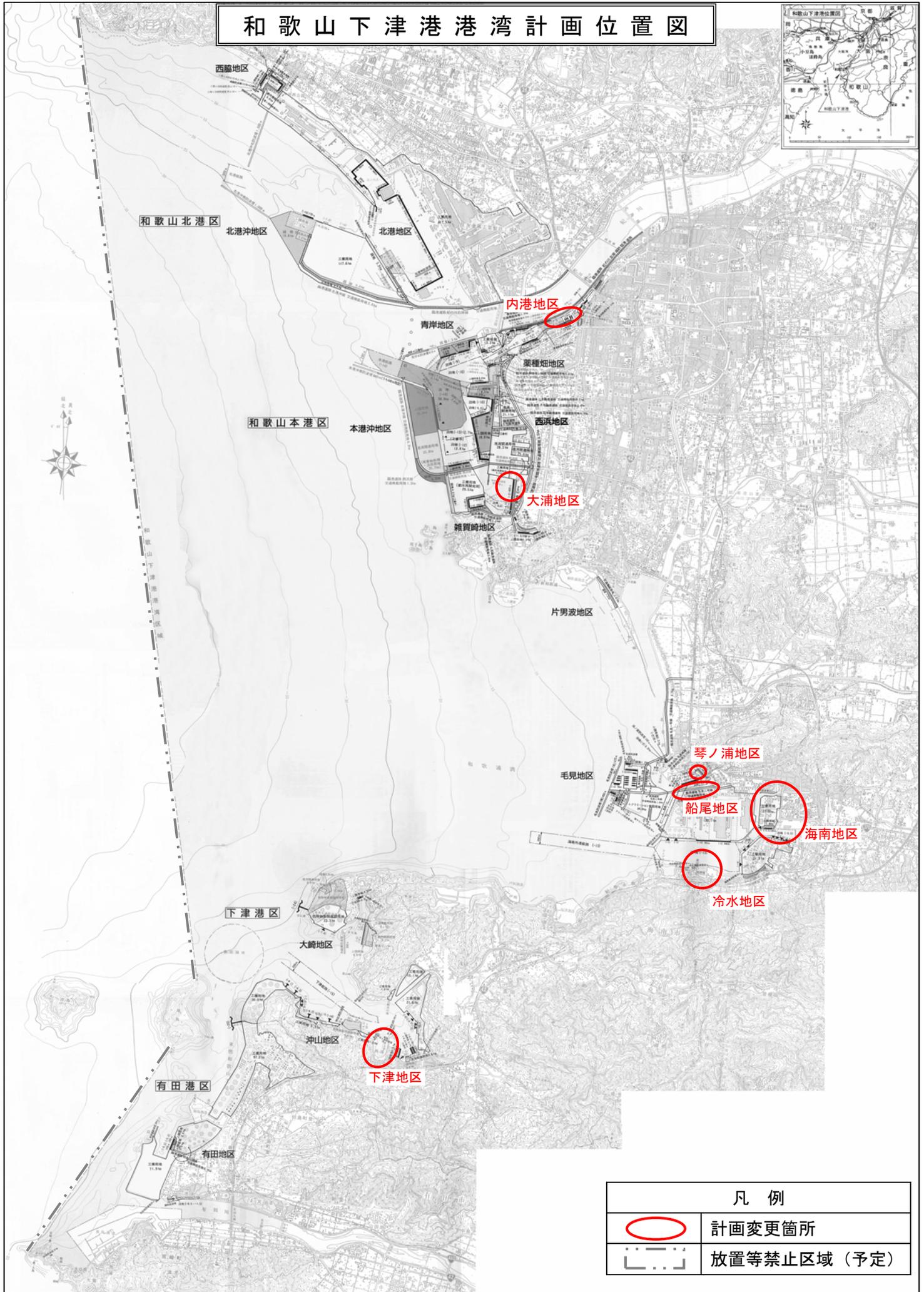
(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	都市機能 用地	合計
内港地区	(1) 1		(1) 1
琴ノ浦地区		1	1
船尾地区	(1) 1		(1) 1
海南地区	(1) 1		(1) 1
冷水地区	(1) 1		(1) 1
下津地区	(1) 1		(1) 1
合計	(4) 4	1	(4) 4

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

# 和歌山下津港港湾計画位置図

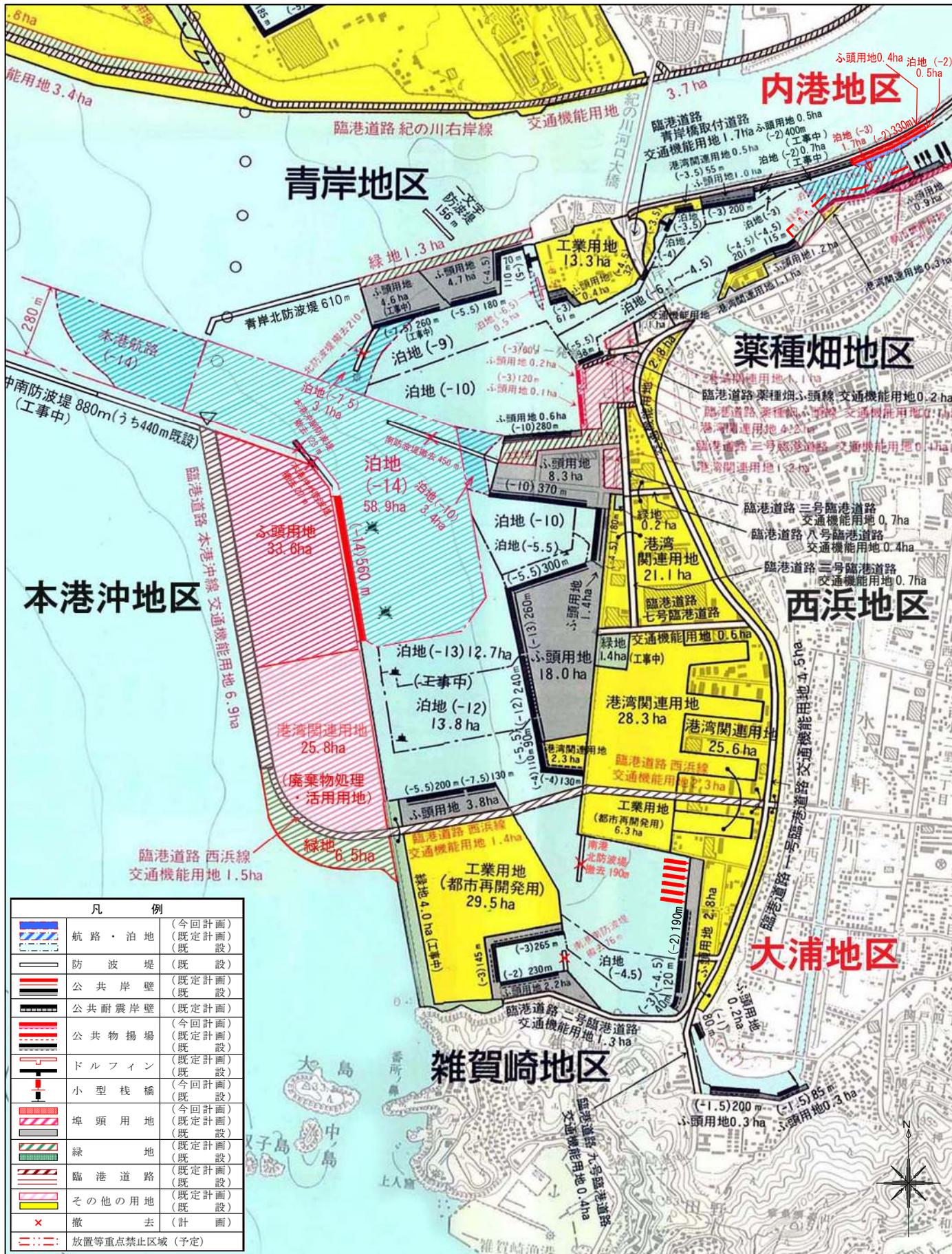


## 凡例

	計画変更箇所
	放置等禁止区域（予定）

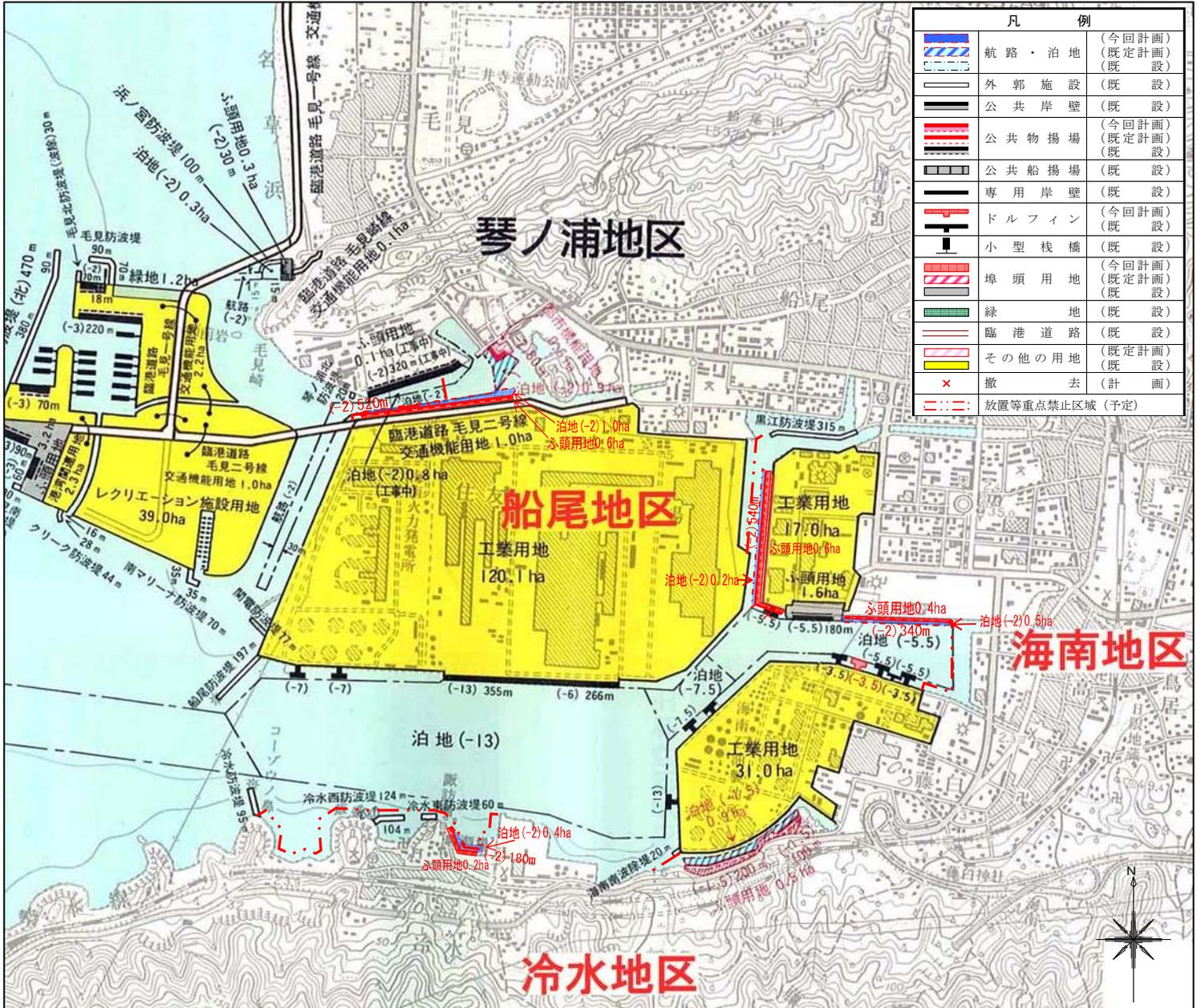
# 和歌山下津港港湾計画図

(S=1:2000)



# 和歌山下津港港湾計画図

(S=1:2000)



# 和歌山下津港港湾計画図

(S=1:2000)

